

令和5年度 やまなしの食普及教室事業委託仕様書

山梨県が実施する令和5年度やまなしの食普及教室事業の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次の通りとする。

1 事業の概要

山梨県が、特に次世代に継承すべきものとして支援を行う郷土食等として認定した「やまなしの食」について学ぶ機会とするため、主に小中学生を対象としたやまなしの食普及教室を実施する。「やまなしの食」に認定されている郷土食等の由来や食されている地域など、普段の食生活の中ではあまり触れることのない郷土食等について学ぶことで「やまなしの食」の認知や次世代への伝承に繋げる。

2 委託事業実施期間

契約締結日から令和6年2月15日まで

3 委託事業の内容

(1) 普及教室の開催

①内 容

- ・「やまなしの食」に認定されている郷土食等の由来や食されている地域などを分かりやすく紹介する。
- ・参加者が関心を持ち、次世代にも繋げていく意識が醸成される講義であること。
例)「ほうとう」の由来、食べられている地域、作り方 等

②実施回数 1回以上

③対 象 原則県内に居住する小中学生およびその関係者

④参加人数 会場の上限の範囲内（合計200名以上）

⑤実施場所 本事業の実施が可能な県内施設

⑥アンケート 参加者に県が提供するアンケートを実施すること 必要最低回収数100人分

(2) その他

- ・契約日から1月末までに教室を開催すること。
- ・提出した事業実施計画書及び本仕様書に従い実施するものとし、講師の手配、連絡調整、会場の確保、教室の企画運営、参加者の申込受付、その他実施に必要な調整を行うこと
- ・参加者から参加費の徴収は行わないこと
- ・ホームページや SNS 等を活用するなど効果的な手法を用いて、広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民へ情報発信すること

- ・事業完了報告書（様式第7号）と実施状況を記録した写真データ等を令和6年2月15日までに提出すること。

4 業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないように万全の注意を払うものとする。

(2) 委託料対象経費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（試食がある場合のみ）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 本事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(4) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報も含む）等については山梨県に帰属する。

(5) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上、決定する。